

ゴルフ場利用税の手引き

(特別徴収義務者用)

令和8年6月
滋賀県中部県税事務所

目 次

1. 納税義務者.....	1
2. 特別徴収義務者.....	1
3. 特別徴収義務者としての登録.....	1
4. 税率.....	2
5. 利用料金等の表示義務.....	3
6. 帳簿記載の義務.....	3
7. 申告納入.....	4
8. ゴルフ場に係る業務等の利用について.....	5
9. 非課税について.....	7
10. 不均一課税について.....	9
11. 課税免除について.....	11
12. 特別徴収事務取扱交付金について.....	12
13. 調査について.....	12
14. ゴルフ場利用税所管事務所.....	12
15. 滋賀県ゴルフ場利用税に関する主な申請の一覧.....	13
16. 滋賀県ゴルフ場利用税非課税および不均一課税の申請一覧.....	14
17. 様式一覧.....	15

1. 納税義務者

(滋賀県条例第 41 条)

ゴルフ場利用税の納税義務者は、ゴルフ場の利用者です。ゴルフ場の利用者がゴルフ場を利用するという行為に対して、利用の日ごとの定額により課税します。

2. 特別徴収義務者

(滋賀県税条例第 41 条の 3、41 条の 4)

ゴルフ場利用税は、特別徴収の方法によって、ゴルフ場の利用者から特別徴収義務者が税金を預かり、ゴルフ場の利用者に代わって納入します。次の方がゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定されます。

- (1) ゴルフ場の経営者
- (2) 上記の共同事業者
- (3) その他知事が指定する者

3. 特別徴収義務者としての登録

(滋賀県税条例第 41 条の 7)

- (1) 新規登録 (滋賀県税条例第 41 条の 3、41 条の 4)

ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に指定された者は、ゴルフ場の経営を開始しようとする 5 日前までに、「ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録 (変更) 申請書」(別添 1、以下「登録 (変更) 申請書」という。) によりゴルフ場ごとに登録の申請をしてください。

登録の申請が受理された場合、申請者に対しその者がゴルフ場利用税を徴収すべき義務を課せられたものであることを証する「ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証」(別添 2) が交付されます。

- (2) 登録事項の変更

登録をした事項に下記のような変更が生じる場合は、その変更しようとする日の前日までに「登録 (変更) 申請書」(別添 1) を提出してください。

- ア 特別徴収義務者の氏名または名称、住所または事務所所在地および個人番号または法人番号の変更
- イ 特別徴収義務者の交替 (相続または合併等に限る。)
- ウ ゴルフ場の所在地 (県内に限る。) および名称の変更
- エ ゴルフ場の規模の変更
- オ 利用料金の変更 (不均一課税の特例適用含む。)

- (3) 休業・廃業

ア ゴルフ場の経営を休業する場合は、休業しようとする日の前日までに「休業届」

(別添3)に休業の理由および休業期間を記載して提出してください。

休業を更に延長する場合も届出済みの休業予定期間満了の前日までに、「休業届」を再提出してください。

イ ゴルフ場の経営を廃止した場合は、10日以内に「廃業届」(別添3)に「ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証」(別添2)を添付して返納してください。

4. 税率

(地方税法第76条、滋賀県税条例第41条の2の2、滋賀県税規則第15条)

(1) 税率および等級

ゴルフ場利用税の税率は、ゴルフ場の設備の状況、利用料金等を基準とした等級により決まります。

等級は、特1級(1人1日につき1,200円)から6級(1人1日につき400円まで)の7段階があります。

※ 利用料金とは、グリーンフィー、協力費等いかなる名義をもってするかを問わず、非会員の平日におけるゴルフ場の利用について、利用者がその対価または負担として通常支払うべき金品のことをいいます。グリーンフィーは利用料金に含みますが、キャディフィー、ロッカーフィー、カートフィー、諸経費等についても、利用料金として表示されており、利用者が支払うか否かを定めることかできない場合(任意性がない場合)は、利用料金に含めることとなります。

※ 利用料金が季節によって定められているときは、季節ごとの利用料金により判断し、利用料金が複数あるときは、高い方の利用料金により判断します。

※ ゴルフ振興協力金および滋賀国スポ開催協力金については、利用者の任意(協力)であること、経理区分されてゴルフ場の収益となっていないことが確認できる場合は、利用料金には含めないものとします。

等級区分表（※コース欄に記載しているのは利用料金）

等級 (税率)	18ホール以上		18ホール未満	
	メンバーコース	パブリックコース	メンバーコース	パブリックコース
特1級 (1,200円)	13,000円以上	14,000円以上		
1級 (1,050円)	9,000円以上 13,000円未満	10,000円以上 14,000円未満		
2級 (950円)	7,000円以上 9,000円未満	8,000円以上 10,000円未満	9,000円以上	10,000円以上
3級 (800円)	5,000円以上 7,000円未満	6,000円以上 8,000円未満	7,000円以上 9,000円未満	8,000円以上 10,000円未満
4級 (650円)	3,000円以上 5,000円未満	4,000円以上 6,000円未満	5,000円以上 7,000円未満	6,000円以上 8,000円未満
5級 (550円)	3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	3,000円以上 5,000円未満	4,000円以上 6,000円未満
6級 (400円)		3,000円未満	3,000円未満	4,000円未満

(2) 等級決定

ア 既存施設

毎年2月に等級決定基準の状況に基づいて等級を決定し通知し、3月1日から翌年の2月末日までのゴルフ場の利用について適用します。毎年1月に「ゴルフ場利用税等級決定に係る調査書」(別添4)を提出してください。

イ 新規施設

申請に基づき調査を行い、開設日までに等級を決定し通知します。

ウ 等級決定後の利用料金に変動が生じた場合

等級決定後、ゴルフ場において利用料金に変更が生じた場合は、新たな状況に基づき等級を決定し通知します。料金を変更する場合は、速やかに「登録(変更)申請書」(別添1)を提出してください。

5. 利用料金等の表示義務

(滋賀県税条例第41条の5)

特別徴収義務者はゴルフ場の利用者の見やすい箇所に、特別徴収義務者の証、利用料金およびゴルフ場利用税額を表示しなければなりません。

6. 帳簿記載の義務

(滋賀県税条例第41条の8第2項、非課税取扱要綱、不均一課税取扱要綱)

特別徴収義務者は、ゴルフ場ごとに「ゴルフ場利用税原簿」(別添5-1)、「非課税利用者日計表」(別添5-2)、「不均一課税利用者日計表」(別添5-3)を備え、その

記載すべき日から1年間保存しなければなりません。

なお、「ゴルフ場利用税非課税適用申請書」（別添9、以下「非課税適用申請書」という。）および「ゴルフ場利用税不均一課税（特例措置）適用申請書（利用者一覧表）」（別添14、以下「不均一課税適用申請書」という。）の保管期間については3年となっていますので、ご注意ください。

なお、帳簿の保管、廃棄にあたっては、個人情報保護の観点から、ゴルフ場において定められた個人情報の取り扱いに十分注意するようお願いします。

7. 申告納入

（滋賀県税条例第41条の6）

- (1) 毎月15日（15日が土日祝にあたる場合は、次の平日）までに、前月1日から末日までに徴収すべきゴルフ場利用税について、「ゴルフ場利用税納入申告書」（別添6）を提出し、納入書により納入してください。

「ゴルフ場利用税納入申告書」（別添6）は、エクセルの様式を提供しています（滋賀県のホームページからダウンロードできます）。申告内容を入力後に印刷し、正本1通を提出してください。控えが必要な場合は、正副2通を（郵送の場合は返信用封筒も添えて）提出してください。

「ゴルフ場利用税納入申告書」（別添6）には、「ゴルフ場利用税原簿」（別添5-1）、「非課税利用者日計表」（別添5-2）、「不均一課税利用者日計表」（別添5-3）それぞれの写しを添付してください。

その他の帳簿については、申告書への添付は要しません。課税標準調査の際に確認しますので、ゴルフ場において、適切に保管願います。

申告期限までに申告、納入がされない場合は、不申告加算金や延滞金が課されることとなりますので、期限内の申告納入をお願いします。

納入書については、8月と2月に特別徴収義務者名等を印字したものを送付しますので、こちらをご利用ください。

- (2) ゴルフ場の経営を廃止したときは、廃止した日から5日以内に、廃止した日までに徴収すべきゴルフ場利用税を申告納入してください。

8. ゴルフ場に係る業務等の利用について

(滋賀県総務部長通達)

ゴルフ場利用税は、地方税法第 75 条の規定により 1 日 1 人につき定額によって課税する定額課税方式が採用されており、ゴルフ場の利用者が当該利用に対する料金を支払うか否かなど、その利用形態の違いにより課税処理が異なるものではなく、ゴルフ場の利用のすべてに対して課せられるものです。

しかし、ゴルフ場の経営や維持管理等における業務等の利用など、ゴルフ場利用税を課することが適当でない利用もあります。

このため、下記の【要件】(1) から (8) までに限り、ゴルフ場に係る業務等の利用とみなし、これらに対してはゴルフ場利用税を課さないものとしています。

【要件】

- (1) グリーンキーパー、キャディーマスター等のゴルフ場のコース維持管理のための利用
- (2) キャディーマスター等によるキャディーマスターの教育訓練のための利用
- (3) ゴルフ場所属のプロおよびアシスタントプロによる利用者に対する技術指導のための利用ならびに自己の技術向上のための利用
- (4) ゴルフ場の経営者が計画した福利厚生計画の範囲内における従業員の慰安のための無料の利用(年 2 回以内)
- (5) 開場披露および開場記念行事のための利用(利用料金※1 を徴しない場合に限る。)(開設時および年 1 回)
- (6) ゴルフ場支配人会議の出席者による視察、見学のための利用
- (7) プロテストおよびプロテスト受験資格取得のためのアシスタントプロ研修会に参加した場合の利用
- (8) プロが公式試合※2(プロゴルフ協会、新聞社、放送局等の主催によるゴルフ場を借り受け、プロを招致して行う競技会に限る。)に参加した場合の利用(指定練習日※3を含む。)

※1 この利用料金は等級決定にいう利用料金と異なり、コース利用の対価または負担として徴する金銭をいい、キャディーマスター、ロッカーフィーを含むものとします。

ただし、コース利用の対価または負担として徴する以外の飲食代金、記念品代等の実費は含まないものとします。

※2 この公式試合は、日本プロゴルフ協会、日本女子プロゴルフ協会もしくは日本ゴルフ協会または日本ゴルフツアー機構が主催する公式競技またはこれらの協会が公認、後援もしくは協力する競技会であること。

※3 この指定練習日には、プロ・アマ大会も含めること。(プロのみ、アマは課税。)

【手続き】

(1) 毎年の等級決定時に必要な手続き

毎年の等級決定の時期（1月）に「業務利用関係者一覧」（別添7）を提出し、業務利用関係者に変更がある場合は、利用の前日までに「業務利用関係者一覧」（別添7）を提出してください。

(2) 利用の前日までに必要な手続き

【要件】（4）から（8）までについては、当該利用の前日までに「ゴルフ場に係る業務等の利用届出書」（別添8）を提出してください。

「ゴルフ場に係る業務等の利用届出書」（別添8）には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付してください。

ア 行事の場合：招待状（写し）、招待者名簿および企画書（利用料金等の内訳書を含む。）

イ 競技会の場合：開催要領および競技者名簿

ウ 福利厚生および研修の場合：計画書および参加者名簿（支配人会議等の場合は、所属ゴルフ場および役職を記入願います。）

エ その他、滋賀県中部県税事務所長が必要と認める書類

(3) 申告時に必要な手続き

「ゴルフ場利用税納入申告書」（別添6）に添付する「ゴルフ場利用税原簿」（別添5-1）の備考欄に、業務等の利用の区分ごとの番号を（ ）で囲い、その人数を外数で記入してください。

9. 非課税について

(地方税法 75 条の 2、75 条の 3、非課税取扱要綱)

地方税法第 75 条の 2 および 3 に定める次の利用については、青少年の健全育成、障害者の社会参加や高齢者の健康増進等の観点から非課税の措置が講じられています。

【要件と手続き】

- (1) 年齢 18 歳未満および年齢 70 歳以上の者によるゴルフ場の利用
 - ア 利用者本人による、「非課税適用申請書」(別添 9) への記載。
 - イ 運転免許証、旅券、マイナンバーカードその他これらと同等の証明力を有する本人確認のための書類(健康保険証等を含むものですが、可能な限り顔写真を有する書類が望ましく、またこれらを有していない者である場合は学生証等による本人確認もやむを得ないものとします。)(以下「本人確認書類」という。)により年齢を確認します。
- (2) 障害者によるゴルフ場の利用
 - ア 利用者本人による、「非課税適用申請書」(別添 9) への記載。
 - イ 精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳等により障害者であることを確認します。
- (3) 国民スポーツ大会および同大会の最終予選会(その公式練習を含む)参加選手のゴルフ場の利用
 - ア 利用者本人(または代表者)による、「非課税適用申請書」(別添 9) への記載。
 - イ 国民スポーツ大会等参加選手である旨を証明する書類である「国民スポーツ大会(同予選会)参加選手のゴルフ場利用証明書」※(別添 10)による証明。
 - ※ 「国民スポーツ大会(同予選会)参加選手のゴルフ場利用証明書」による証明を受けるには、あらかじめ、滋賀県ゴルフ連盟は所管の県知事(知事部局の観光文化スポーツ部 スポーツ課)に「国民スポーツ大会(同予選会)参加選手のゴルフ場利用証明申請書」(別添 11)による申請を行ってください。

また、旧様式に「国民体育大会」と記載されている箇所は「国民スポーツ大会」と同義とします。
 - ウ 本人確認書類により本人確認をします。
- (4) 学生、生徒、児童またはこれらの者を引率する教員のゴルフ場の利用
 - 小学校、中学校、高等学校、大学および高等専門学校等の学生、生徒もしくは児童またはこれらの者を引率する教員が教育活動としてゴルフ場を利用する場合であって、当該学校等の学長または校長がその旨を証明する場合に限りです。
 - ア 利用者本人(または代表者)による、「非課税適用申請書」(別添 9) への記載。
 - イ 当該学校等の教育活動としての利用である旨を証明する書類として、「学生等の教育活動としてのゴルフ場利用証明書」(別添 12)と当該活動の「利用者名簿」の

提出を求め、本人確認書類により本人確認を行います。

(5) 国際競技大会（その公式練習を含む）の参加選手のゴルフ場の利用

国際競技大会は、閣議決定または了解されたものに限り、現時点では、東京オリンピック、ワールドマスターズゲーム、アジア競技大会等が想定されています。

ア 利用者本人（または代表者）による、「非課税適用申請書」（別添9）への記載。

イ 国際競技大会参加選手である旨を証明する書類（当該国際競技大会のゴルフ競技の準備および運営を行う者が発行する証明書）を提出。

ウ 本人確認書類により本人確認をします。

【その他】

(1) 「非課税適用申請書」（別添9）は利用毎に、毎回記載するものとします。

(2) 「非課税適用申請書」（別添9）は、次の①から⑤の項目は利用者本人が記入し、⑥⑦の項目は特別徴収義務者が記入します。

①利用年月日②住所および氏名③生年月日④電話番号⑤該当法条項（非課税要件）

⑥確認書類の別⑦証明書等の番号

(3) 「非課税適用申請書」（別添9）は特別徴収義務者において保管し、必要がある場合には滋賀県中部県税事務所へ提出してください。書類の保管期間は3年です。

(4) 県内ゴルフ場が発行する「滋賀県ゴルフ場利用税非課税共通カード」（以下、「非課税共通カード」といいます。）を所持している者については、「非課税共通カード」を提示することにより、利用者本人による「非課税適用申請書」（別添9）の記載および本人確認書類の提示を省略することができるものとします。ただし、「非課税共通カード」を発行したゴルフ場以外のゴルフ場においては、「非課税共通カード」の提示とともに運転免許証等の本人確認書類の提示を求め、サイン帳等に「非課税共通カード」の番号、本人確認書類の種類を記録してください。なお、「非課税共通カード」を発行する際は、本人による非課税適用申請書（別添9）への記載および本人確認書類の写し等の保管をお願いします。

(5) ゴルフ場の会員権を有する者等で特別徴収義務者が既に県内ゴルフ場に対し「非課税適用申請書」（別添9）を提出した者で、【要件と手続き】に記載の(1)および(2)に定める利用であることを確認できる者については、特別徴収義務者において、利用年月日、住所、氏名、生年月日、電話番号、該当法条項、確認書類の別を調査時に確認できるよう管理することにより、利用者本人による「非課税適用申請書」（別添9）の記載および本人確認書類の提示を省略することができます。なお、ゴルフ場の調査時に確認させていただく項目についてまとめた様式例として「ゴルフ場利用税非課税利用者一覧表」（別添13）を示しますので、参考にしてください。

既に会員等となっている方で、70歳以上などの非課税に該当することになった後に初めてゴルフ場を利用される場合は、その時点で「非課税適用申請書」（別添9）の

提出が必要になりますので、ご注意ください。

10. 不均一課税について

(滋賀県税条例第41条の2の2第3項、第4項、不均一課税取扱要綱)

滋賀県税条例第41条の2の2第3項および第4項に定める次の要件を充たした場合、ゴルフ場利用税の税率が2分の1に軽減される特例措置があります。

【要件と手続き】

(1) 年齢65歳以上70歳未満の者の利用

ア 利用者本人による「不均一課税適用申請書」(別添14)への記載。

イ 本人確認書類により本人および年齢の確認をします。

ウ この特例措置の利用料金が通常の利用料金※に比較して2割以上軽減され、かつ利用者一般に表示されていることが必要です。

※通常の利用料金とは、グリーンフィー、協力費等いかなる名義をもってするかを問わず、非会員の平日におけるゴルフ場の利用について、利用者がその対価または負担として通常支払うべき金品のことをいい、特別の理由のない限り会員、非会員のそれぞれについてのグリーンフィーをいうものとします。

利用料金が会員、非会員の別に、または平日、土曜日および日祝日の別に区分されている場合は、それぞれの区分ごとの特例措置の利用料金が通常の利用料金に比較して、2割以上軽減されていることが必要です。

(2) 国民スポーツ大会(同予選会含む。)に準ずる競技会の参加選手としての利用

ア 利用者本人(または参加選手の代表者)による、「不均一課税適用申請書」(別添14)への記載。

イ 競技会等の参加者名簿に照らし、本人確認書類により本人および参加選手である旨の確認をします。

ウ この国民スポーツ大会(同予選会含む。)に準ずる競技会とは、知事が指定するものであって、財団法人日本ゴルフ協会または同協会に加盟する地区連盟等が主催する競技会で別表(別添15)に掲げるものであり、プロゴルファー以外の者の利用に限ります。

エ この特例措置の利用料金が通常の利用料金※に比較して2割以上軽減され、かつ利用者一般に表示されていることが必要です。また、競技会出場選手が、通常ゴルフ場に支払う利用料金とは別に、協会等に参加料等の名目で負担金を支払っている場合には、ゴルフ場に支払う利用料金の金額に協会等に支払う参加料等を競技会の開催日数(指定練習日を含む。)で除した金額を加算した金額を一日あたりの「利用料金」とし、通常の利用料金と比較して、2割以上軽減されていることが必要です。

※ 通常の利用料金とは、グリーンフィー、協力費等いかなる名義をもってするかを問わず、非会員の平日におけるゴルフ場の利用について、利用者がその対価または負担として通常支払うべき金品のことをいいます。

(3) 早朝・薄暮の利用（利用場所を9ホール以内に限る。）

ア 利用者本人による「早朝・薄暮利用者台帳」（別添16）への記載。

イ 早朝における利用の場合

終了時間に制約があるもので、午前9時30分までにプレーを終了するもの。

ウ 薄暮における利用の場合

開始時間に制約があるもので、午後2時以降にプレーを開始するもの。

エ この特例措置の利用料金が通常の利用料金※に比較して5割以上軽減され、かつ利用者一般に表示されていることが必要です。

※ 通常の利用料金とは、グリーンフィー、協力費等いかなる名義かを問わず、非会員の平日におけるゴルフ場の利用について、利用者がその対価または負担として通常支払うべき金品のことです。特別の理由のない限り会員と非会員のそれぞれについてのグリーンフィーとします。利用料金が会員、非会員の別に、または平日、土曜日および日祝日の別に区分されている場合は、それぞれの区分ごとの特例措置の利用料金が通常の利用料金に比較して、5割以上軽減されていることが必要です。ただし、早朝・薄暮の利用については、特定の曜日を定めて行うことができるものとします。

【承認】

この特例措置を適用するためには、ゴルフ場は、申請により承認を受ける必要があります。

(1) 【要件と手続き】(1) および(3)の場合

ア 特別徴収義務者は滋賀県中部県税事務所長に「ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書」（別添17）を特例措置の適用を開始しようとする日の5日前までに提出し、承認を受ける必要があります。

イ 承認を受けたゴルフ場の特別徴収義務者は、当該ゴルフ場について特例措置の適用がある旨およびその具体的な内容を利用者の見やすい場所に掲示しなければなりません。

(2) 【要件と手続き】(2)の場合

ア 特別徴収義務者は競技会の主催者から、「ゴルフ場利用税の特例措置適用に係る証明書」※（別添18）が提示された場合は、対象となる競技会に参加するプロゴルファー以外の選手の利用に対して特例措置を適用するものとします。

※ 競技会等の主催者が「ゴルフ場利用税の特例措置適用に係る証明書」（別添18）による証明を受けるには、あらかじめ滋賀県中部県税事務所長に「ゴルフ場利用

税の特例措置適用に係る証明申請書」(別添 19) を競技会開催の日の 14 日前までに提出します。

【その他】

- (1) 【要件と手続き】(1) および(3) について、特例措置の適用承認を受けたゴルフ場の特別徴収義務者は、その内容を変更しようとする場合には、あらかじめ滋賀県中部県税事務所に特例措置の申請事項の内容を変更しようとする日の5日前までに届出なければなりません。
- (2) 「不均一課税適用申請書」(別添 14) については、特別徴収義務者において保管し、必要がある場合には滋賀県中部県税事務所へ提出してください。書類の保管期間については3年です。
- (3) ゴルフ場の会員権を有する者等で特別徴収義務者が既に当該ゴルフ場に対し「不均一課税適用申請書」(別添 14) を提出した者であり、【要件と手続き】(1) に定める利用であることを確認できる者については、特別徴収義務者において、利用年月日、住所、氏名、生年月日、電話番号、該当法条項、確認書類の別を調査時に確認できるよう管理することにより、利用者本人による「不均一課税適用申請書」(別添 14) の記載および本人確認書類の提示を省略することができます。なお、ゴルフ場において管理いただき調査時に確認を求める項目についてまとめた様式例として「ゴルフ場利用税不均一課税利用者一覧表」(別添 20) を示しますので、参考にしてください。
既に会員等となっている方で、65歳以上の不均一非課税に該当することになった後に初めてゴルフ場を利用される場合は、その時点で「不均一課税適用申請書」(別添 14) の提出が必要になりますので、ご注意ください。

1 1. 課税免除について

(滋賀県税条例第 41 条の 2、課税免除取扱要綱)

滋賀県税条例第 41 条の 2 において、公益財団法人日本スポーツ協会が開催する競技会であって知事が指定するもの(日本スポーツマスターズ(予選会を除く))は課税免除とされています。ただし、下記の要件を満たした場合に限ります。

【要件】

- (1) 競技会の主催者が、「ゴルフ場利用税の課税免除規定の適用に係る証明書」※(別添 21) および「参加選手名簿」を提示すること。
※ 競技会等の主催者が「ゴルフ場利用税の課税免除規定の適用に係る証明書」(別添 21) による証明を受けるには、あらかじめ滋賀県中部県税事務所に「ゴルフ場利用税の課税免除規定の適用に係る証明申請書」(別添 22) を競技会開催の日の 14 日前までに、「参加選手名簿」を競技会開催の前日までに提出してください。

(2) 競技会の参加者名簿に照らし、本人確認書類により本人および参加選手である旨の確認をすること。

(3) 競技会の利用料金が通常の利用料金と比較して、2割以上軽減されていること。

ただし、競技会出場選手が、通常、ゴルフ場に支払う利用料金とは別に、協会等に参加料等の名目で負担金を支払っている場合には、ゴルフ場に支払う利用料金の金額に協会等に支払う参加料等を競技会の開催日数（指定練習日を含む。）で除した金額を加算した金額を一日あたりの「利用料金」とし、通常の利用料金と比較して、2割以上軽減されていることが必要です。

この場合、通常の利用料金とは、グリーンフィー、協力費等いかなる名義をもってするかを問わず、非会員の平日におけるゴルフ場の利用について、利用者がその対価または負担として通常支払うべき金品のことをいいます。

1 2. 特別徴収事務取扱交付金について

（滋賀県間税特別徴収事務取扱交付金交付要綱）

ゴルフ場利用税の適正申告および期限内申告・納入の推進を図るため、前年2月からその年の1月までの間において期限内に申告・納入されたゴルフ場利用税額の1.5%を毎年3月に交付します。

1 3. 調査について

（地方税法第77条）

滋賀県中部県税事務所の徴税吏員がゴルフ場利用税の賦課徴収に関する調査のために訪問することがあります。帳簿書類等の準備や質問への回答等の協力をお願いします。

1 4. ゴルフ場利用税所管事務所

滋賀県中部県税事務所が滋賀県内全域のゴルフ場利用税を所管しています。申告納入などのお問合せ先は、次のとおりです。

滋賀県中部県税事務所 課税課 課税一係

電話番号：0748-22-7709

所在地：〒527-8511 滋賀県東近江市八日市緑町7-23

15. 滋賀県ゴルフ場利用税に関する主な申請の一覧

No	申請内容	提出書類	提出先	提出期限
1	登録事項を変更しようとする場合	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変更)申請書【様式第11号の6の12】	中部県税事務所	登録:経営開始5日前 変更:変更日前日
2	利用料金を変更する場合	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変更)申請書【様式第11号の6の12】 ゴルフ場利用税等級決定に係る調査書【別記様式第8号】	中部県税事務所	変更日の前日
3	ゴルフ場の経営を休業・廃業する場合	①休業・廃業届【別記様式第2号】 ②ゴルフ場利用税納入申告書【様式第11号の9】 添付書類(「毎月のゴルフ利用税を申告し納入する場合」を参照のこと)	中部県税事務所	①休業:休業日の前日 ①廃業:廃業日から10日以内 ②廃業日から5日以内
4	毎年2月の等級決定に関する報告を行う場合	ゴルフ場利用税等級決定に係る調査書【別記様式第8号】 業務利用関係者一覧【別記様式第7号】 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変更)申請書【様式第11号の6の12】 ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書【様式第1号】※ ※不均一課税の特例適応がある場合	中部県税事務所	毎年1月の中部県税事務所が 指定する日
5	毎月のゴルフ場利用税を申告し納入する場合	ゴルフ場利用税納入申告書【様式第11号の9】 添付書類: 「ゴルフ場利用税原簿(写し)」、「非課税利用者日計表(写し)」、 「不均一課税(特例措置)利用者日計表(写し)」	中部県税事務所	毎月15日 (土日祝の場合は次の平日) 廃業:廃業日から5日以内
6	経営者計画の従業員の慰安、開場記念行事、ゴルフ場支配人会議の視察・見学、プロテストおよびプロテスト受験資格取得のためのアシスタントプロ研修会、プロの公式試合で利用する場合	ゴルフ場に係る業務等の利用届出書【様式第6号】 ・行事の場合:招待状(写し)、招待者名簿および企画書 ・競技会の場合:開催要領および競技者名簿 ・福利厚生および研修の場合:計画書および参加者名簿	中部県税事務所	利用の前日
7	65歳以上70歳未満の者の利用および早朝薄暮利用について不均一課税の特例を適用する場合	ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書【様式第1号】 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変更)申請書【様式第11号の6の12】 ゴルフ場利用税等級決定に係る調査書【別記様式第8号】	中部県税事務所	適用日の5日前
8	国民スポーツ大会および同大会の予選会(本大会の最終選考をするものに限る)としてゴルフ場を利用する場合(公式練習を含む)	国民スポーツ大会(同予選会)参加選手のゴルフ場利用証明申請書【様式第2号の2】 参加選手名簿【様式第2号(付表)】	観光文化スポーツ部 スポーツ課	競技会開催日の10日前
9	国民スポーツ大会に準ずる競技会(日本アマチュアゴルフ選手権競技会、日本シニアゴルフ選手権競技会等)の参加選手として不均一課税の特例を適用する場合	ゴルフ場利用税の特例措置適用に係る証明申請書【様式第3号】	中部県税事務所	競技会開催日の14日前
10	滋賀県が開催県の日本スポーツマスターズ(予選会を除く)で課税免除の要件を満たした場合	ゴルフ場利用税の課税免除規定の適用に係る証明申請書【様式第1号】	中部県税事務所	競技会開催日の14日前

16. 滋賀県ゴルフ場利用税非課税および不均一課税の申請一覧

No	申請内容	区分		申請書類	提出先	提出期限
		非課税	不均一			
1	滋賀県アマチュアゴルフ選手権・決勝 兼 国民スポーツ大会派遣選手選考会	○	—	国民スポーツ大会の参加選手のゴルフ場利用証明書【様式第2号の2】 参加選手名簿【様式第2号(付表)】	観光文化スポーツ部 スポーツ課	競技会開催日の 10日前
2	滋賀県アマチュアゴルフ選手権・決勝(上記以外)	—	○	ゴルフ場利用税の特例措置適用に係る証明申請書【様式第3号】	中部県税事務所	競技会開催日の 14日前
3	滋賀県アマチュアゴルフ選手権・予選	×	×			
4	滋賀県シニアゴルフ選手権・決勝 (日本スポーツマスターズ大会の予選)	—	○	ゴルフ場利用税の特例措置適用に係る証明申請書【様式第3号】	中部県税事務所	競技会開催日の 14日前
5	滋賀県シニアゴルフ選手権・予選	×	×			
6	滋賀県民スポーツ大会のゴルフ競技・本大会	—	○	ゴルフ場利用税の特例措置適用に係る証明申請書【様式第3号】	中部県税事務所	競技会開催日の 14日前
7	公益財団法人日本ゴルフ協会が主催する競技会 (日本アマチュアゴルフ選手権競技会、日本シニア ゴルフ選手権競技会 等)	—	○	ゴルフ場利用税の特例措置適用に係る証明申請書【様式第3号】	中部県税事務所	競技会開催日の 14日前
8	国民スポーツ大会	○	—	国民スポーツ大会の参加選手のゴルフ場利用証明書【様式第2号の2】 参加選手名簿【様式第2号(付表)】	観光文化スポーツ部 スポーツ課	競技会開催日の 10日前
9	滋賀県ジュニアゴルフスクール (18歳未満の利用)	○	—	提出不要 ※利用者が記載する「ゴルフ場利用税非課税適用申請書」【様式第1号】については各 ゴルフ場にて保管)		
10	日本スポーツマスターズ	—	○	ゴルフ場利用税の特例措置適用に係る証明申請書【様式第3号】	中部県税事務所	競技会開催日の 14日前
11	滋賀県が開催県の日本スポーツマスターズ (予選会を除く)	○ 課税免除	—	ゴルフ場利用税の課税免除規定の適用に係る証明申請書【様式第1号】	中部県税事務所	競技会開催日の 14日前
12	滋賀県ゴルフ場支配人会コース視察	○	—	ゴルフ場に係る業務等の利用届出書【様式第6号】	中部県税事務所	利用の前日
13	学生等の教育活動	○	—	提出不要 ※利用者が記載する「ゴルフ場利用税非課税適用申請書」【様式第1号】、「学校等の教 育活動としてのゴルフ場利用証明書」【様式第3号】、「利用者名簿【様式第3号(付表)】 については各ゴルフ場にて保管)		
14	障害者等の利用	○	—	提出不要 ※利用者が記載する「ゴルフ場利用税非課税適用申請書」【様式第1号】については各 ゴルフ場にて保管)		
15	満70歳以上の利用	○	—	提出不要 ※利用者が記載する「ゴルフ場利用税非課税適用申請書」【様式第1号】については各 ゴルフ場にて保管)		
16	満65歳以上70歳未満の利用	—	○	ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書【様式第1号】 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変更)申請書【様式第11号の6の12】 ゴルフ場利用税等級決定にかかる調査書【別記様式第8号】	中部県税事務所	適用日の5日前
17	早朝(9:30迄)、薄暮(14:00以降)9ホールプレー	—	○	ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書【様式第1号】 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変更)申請書【様式第11号の6の12】 ゴルフ場利用税等級決定にかかる調査書【別記様式第8号】	中部県税事務所	適用日の5日前
18	上記時間以外の9ホールプレー	×	×			

17. 様式一覧

番号	様式名	
1	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録（変更）申請書	様式第11号の6 の12
2	ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証	様式第11号の10
3	休業・廃業届	別記様式第2号
4	ゴルフ場利用税等級決定に係る調査書	別記様式第8号
5-1	ゴルフ場利用税原簿	—
5-2	ゴルフ場利用税原簿 非課税利用者日計表	—
5-3	ゴルフ場利用税原簿 不均一課税（特例措置）利用者日計表	—
6	ゴルフ場利用税納入申告書	様式第11号の9
7	業務利用関係者一覧	別記様式第7号
8	ゴルフ場に係る業務等の利用届出書	別記様式第6号
9	ゴルフ場利用税非課税適用申請書	様式第1号
10	国民スポーツ大会（同予選会）参加選手のゴルフ場利用証明書	様式第2号の1
11	国民スポーツ大会（同予選会）参加選手のゴルフ場利用証明申請書	様式第2号の2
10・11 付表	参加選手名簿	様式第2号（付表）
12	学生等の教育活動としてのゴルフ場利用証明書	様式第3号
12付表	利用者名簿	様式第3号（付表）
13	ゴルフ場利用税非課税利用者一覧表	様式例1
14	ゴルフ場利用税不均一課税（特例措置）適用申請書 （利用者一覧表）	様式第5号
15	別表（国民スポーツ大会に準ずる競技会として知事が指定するもの）	—
16	早朝・薄暮利用者台帳	様式第6号
17	ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書	様式第1号
18	ゴルフ場利用税の特例措置適用に係る証明書	様式第4号
19	ゴルフ場利用税の特例措置適用に係る証明申請書	様式第3号
20	ゴルフ場利用税不均一課税利用者一覧表	様式例2
21	ゴルフ場利用税の課税免除規定の適用に係る証明書	様式第3号
22	ゴルフ場利用税の課税免除規定の適用に係る証明申請書	様式第1号



		課税番号	
決 裁	月 日	所 長	合 議
			担 当

ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録（変更）申請書

特別徴収義務者	住 所 (所在地)	〒	TEL
	氏 名 (名称・代表者氏名 名・管理者氏名)		
	個人番号(法人番号)		

ゴ ル フ 場	所 在 地	〒	TEL	
	名 称			
	開始・変更年月日	年 月 日		
	規 模	面 積	コ ー ス の 延 長 距 離	
		ホ ー ル	最 長 コ ー ス 距 離	
	利 用 料 金	種 類	単 位	料 金
そ の 他	入 会 金	個 人	法 人	
	会 員 数	円	円	

上記のとおり申請します。

年 月 日

経営者 住所 _____

氏 名 _____

被継承者 住所 _____

氏 名 _____

(宛先)

滋賀県中部県税事務所長

この登録申請を受け付けましたので滋賀県税条例第41条の7第4項の規定により上記の特別徴収義務者に第 号ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証票を交付します。

年 月 日

滋賀県中部県税事務所長 印

上記のゴルフ場利用税特別徴収義務者の証票を受領しました。

年 月 日

受領者氏名

(宛先)

滋賀県中部県税事務所長

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
 2 正副2通を提出してください。
 3 申請した事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の前日まで（相続があつた場合においては相続開始の日から5日以内）に変更申請書を提出してください。
 4 変更申請のときは、変更前の事項を記入し、()で囲んでください。

様式第11号の10

登録番号 第 号
ゴルフ場利用税
○ 特別徴収義務者の証 ○
滋賀県

3.5cm

8.0cm

別記様式第2号



所 長	次 長	課 長 係 長	係 員	担当者

休 業 届 廃 業	
経 営 場 所	業 態
	名 称
	所 在 地
休業予定の日 および期間	計 日間
廃業年月日	年 月 日
休・廃業の 事 由	
上記のとおり届出します。 年 月 日 特別徴収義務者 氏名または名称 法人にあっては法人番号 (宛先) 滋賀県中部県税事務所長	
調査結果の て ん 末	

ゴルフ場利用税等級決定に係る調査書

施設	名称	特徴者番号		特別徴収義務者	住所		〒								
	所在地				氏名		TEL								
ゴルフ場開設年月日		年 月 日 開設		コースの別	メンバー・パブリック		ゴルフ場総面積	m ²	ホール数	ホール					
コースの延長		m		平均コース距離	m		最長コース距離	m	最短コース距離	m					
会員	種別	個人		法人		家族		平日		その他()					
	入会金	円		円		円		円		円					
	会員累計数	人		人		人		人		人					
	会費(年間)	円		円		円		円		円					
従業員数		人 内訳		キャディ(常雇)	人	作業員	人	事務員	人	教授プロ	人	アシスタントプロ	人	その他	人
利用料	種別	非会員			会員			法人							
	利用日	平日	土曜日	祝・日曜日	平日	土曜日	祝・日曜日	平日	土曜日	祝・日曜日					
	1. グリーンフィ														
	2. キャディフィ														
	3. ロッカーフィ														
	4. カートフィ														
	5. 保険														
	6. 協力金														
	7. 諸経費														
	8. ゴルフ振興協力金														
9. その他															
合計															
等級決定の基準となる合計金額															
割引の有無 (有・無)		割引の内容	65歳以上割引 ・ 早朝プレー割引 ・ 薄暮プレー割引 ・ その他割引 ()												
		平日	円	円	円	円	円	円	円	円					
		割引率	%	%	%	%	%	%	%	%					

※ 等級決定の基準となる該当項目番号に○印で囲んで下さい。

※ 料金表を添付してください。(利用料金等のわかるパンフレット等があれば添付して下さい。)

月 日現在	記入	職
年 月 日改定	は上記のとおりです。	担当者 氏名

ゴルフ場利用税原簿

別添 5-1

年 月分

ゴルフ場の名称	
---------	--

利用日	曜日	天候	利 用 人 員					ゴルフ場 利用税	備考
			会員	非会員	合計	左 の うち			
						非 課 税 適用人員	不均一課税 適用人員		
1日									
2日									
3日									
4日									
5日									
6日									
7日									
8日									
9日									
10日									
11日									
12日									
13日									
14日									
15日									
16日									

利用日	曜日	天候	利 用 人 員					ゴルフ場 利用税	備考
			会員	非会員	合計	左 の うち			
						非 課 税 適用人員	不均一課税 適用人員		
17日									
18日									
19日									
20日									
21日									
22日									
23日									
24日									
25日									
26日									
27日									
28日									
29日									
30日									
31日									
合計									

[ゴルフ場利用税原簿]

非課税利用者日計表

別添 5-2

年 月分

ゴルフ場の名称

利用日	地方税法第75条の2			地方税法第75条の3		計	備考
	18歳未満	70歳以上	障害者	国スポ等	学生等		
	人	人	人	人	人		
1日							
2日							
3日							
4日							
5日							
6日							
7日							
8日							
9日							
10日							
11日							
12日							
13日							
14日							
15日							
16日							

利用日	地方税法第75条の2			地方税法第75条の3		計	備考
	18歳未満	70歳以上	障害者	国スポ等	学生等		
	人	人	人	人	人		
17日							
18日							
19日							
20日							
21日							
22日							
23日							
24日							
25日							
26日							
27日							
28日							
29日							
30日							
31日							
合計							

[ゴルフ場利用税原簿]

不均一課税(特例措置) 利用者日計表

別添 5-3

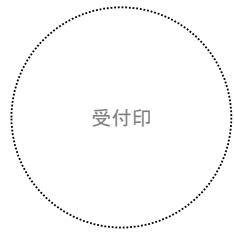
年 月分

ゴルフ場の名称	
---------	--

利用日	65歳以上 70歳未満	その他 競技会	早朝 薄暮	計	備考
	人	人	人		
1日					
2日					
3日					
4日					
5日					
6日					
7日					
8日					
9日					
10日					
11日					
12日					
13日					
14日					
15日					
16日					

利用日	65歳以上 70歳未満	その他 競技会	早朝 薄暮	計	備考
	人	人	人		
17日					
18日					
19日					
20日					
21日					
22日					
23日					
24日					
25日					
26日					
27日					
28日					
29日					
30日					
31日					
合計					

※処理事項	カードNo.	カード区分	事務所	課税番号	令和	年	月	分	ゴルフ場利用税納入申告書				
01	RA								令和	年	月	日	
(宛先) 滋賀県中部県税事務所長									※処理事項	A	加算金	手作業	調定年月日
住所(所在地)および電話番号	〒												
特別徴収義務者氏名(名称)	電話												
個人番号(法人番号)											※通信日付印	※精査検算	
ゴルフ場の名称													



地方税法第83条および滋賀県税条例第41条の6の規定により、

令和 年 月 日 から 年 月 日まで を次のとおり申告します。

営業日数	〔暦日数(日) - 休業日数(日)〕	日
<small>(休業日はクローズの日を含みます。)</small>		

		利用人員	等級	税率 <small>(一人一日につき)</small>	税額
通常分 (日 ~ 日)		人	級	円	円
変更(1) (日 ~ 日)		人	級	円	円
変更(2) (日 ~ 日)		人	級	円	円
不均一課税 (特例措置) 適用分	条例第41条の2の2第3項および第4項	65歳以上70歳未満の者	人	/	円
		国・県等に準じる競技会参加者	人		円
		早朝・薄暮利用者	人		円
		利用人員合計(課税分)	人		申告納入額

非課税適用分	地方税法第75条の2	18歳未満の者	人
		70歳以上の者	人
		障害者	人
	地方税法第75条の3	国・県等参加者	人
		学生等	人
	地方税法附則第12条の2	国際競技大会参加者	人
利用人員合計(非課税分)		人	

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。プリントアウトして押印のうえ提出してください。
- 2 提出は、正本1通でも構いません。控えが必要な場合は、正副2通を(郵送の場合は返信用封筒も添えて)提出してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。
- 4 月の途中において、等級の変更があった場合は、変更前の分については「通常分」欄に記入し、変更後の分については「変更(1)」欄および「変更(2)」欄に記入してください。
- 5 計算式を入力しているセルについては、必要がある場合は計算式を削除して正しい数値を入力してください。
- 6 申告書の作成について、御不明の点がありましたら、中部県税事務所へお尋ねください。

業務利用関係者一覧

作成年月日 年 月 日

ゴルフ場利用税特別徴収義務者
住 所 _____
名 称 _____
代表者職氏名 _____
ゴルフ場所在地 _____
名 称 _____
記入者役職名 氏名 _____ 役職名 _____ 氏名 _____

支配人氏名（副支配人含）

役職名	氏 名	業務利用の有無	役職名	氏 名	業務利用の有無
		有 ・ 無			有 ・ 無
		有 ・ 無			有 ・ 無

所属プロ氏名	業務利用の有無	所属プロ氏名	業務利用の有無
	有 ・ 無		有 ・ 無
	有 ・ 無		有 ・ 無
	有 ・ 無		有 ・ 無
	有 ・ 無		有 ・ 無

所属アシスタントプロ （研修生含）氏名	業務利用の有無	所属アシスタントプロ （研修生含）氏名	業務利用の有無
	有 ・ 無		有 ・ 無
	有 ・ 無		有 ・ 無
	有 ・ 無		有 ・ 無
	有 ・ 無		有 ・ 無
	有 ・ 無		有 ・ 無

キャディマスター氏名	業務利用の有無	キャディマスター氏名	業務利用の有無
	有 ・ 無		有 ・ 無
	有 ・ 無		有 ・ 無

グリーンキーパー氏名	業務利用の有無	グリーンキーパー氏名	業務利用の有無
	有 ・ 無		有 ・ 無
	有 ・ 無		有 ・ 無


その他該当者氏名

役職名	代理職名（兼務職名含）	氏 名	業務利用の有無
			有 ・ 無
			有 ・ 無
			有 ・ 無
			有 ・ 無

- ◎ 貴ゴルフ場において、各項に該当者がおられない場合には、氏名欄に該当者無しと記入下さい。
◎ 業務利用の有無の欄については、業務利用計画の有無により○印を付けて下さい。
◎ その他該当者氏名欄は、キャディマスター・グリーンキーパー等を置かず他の者が代理をしている等の場合に記入下さい。
◎ この業務利用関係者一覧の内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに提出下さい。

別記様式第6号

ゴルフ場に係る業務等の利用届出書


 受付印

年 月 日

(宛先)

滋賀県中部県税事務所長

特別徴収義務者

住所

(所在地)

氏名

(法人名・代表者名)

法人にあつては法人番号

ゴルフ場に係る業務等の利用について、次のとおり届けます。

ゴルフ場	所在地		
	名称(屋号)		
利用 の 明 細	利用年月日		
	行事または競技会	名称	
		主催者等	
	利用の目的および内容		
利用(予定)人員 および利用者の範囲			
備考			

(注) この届出書には次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付して下さい。

- 1 行事の場合：招待状(写し)、招待者名簿および企画書
- 2 競技会の場合：開催要領および競技者名簿
- 3 福利厚生及び研修の場合：計画書および参加者名簿
- 4 その他中部県税事務所長が必要と認める書類

様式第2号の1

国民スポーツ大会（同予選会）参加選手のゴルフ場利用証明書

証明書番号 _____

_____ 年 月 日

_____ 様

滋賀県 _____ 印

あなたから、 年 月 日づけで申請のあった下記の競技会に参加する選手の利用は、スポーツ基本法第26条第1項に規定する国民スポーツ大会および同予選会におけるゴルフ競技としての利用であることを証明します。

記

大会等の名称					
種 別	国民スポーツ大会 ・ 国民スポーツ大会予選会				
開 催 日	年 月 日～ 年 月 日	開催日数	日間		
	年 月 日～ 年 月 日				
	年 月 日～ 年 月 日	参加人数			
会場となる	名 称				
ゴ ル フ 場	所在地				
参加選手	様式第2号（付表）「参加選手名簿」のとおり				

様式第2号の2

国民スポーツ大会（同予選会）参加選手のゴルフ場利用証明申請書

____年 ____月 ____日

____様

申請者（代表者）

住 所	
氏 名（名 称）	

下記の競技会に参加する選手の利用は、スポーツ基本法第26条第1項に規定する国民スポーツ大会および同予選会におけるゴルフ競技としての利用であることを証明願います。

記

大会等の名称			
種 別	国民スポーツ大会 ・ 国民スポーツ大会予選会		
開 催 日	年 月 日 ~ 年 月 日	開催日数	日間
	年 月 日 ~ 年 月 日		
	年 月 日 ~ 年 月 日	参加人数	
会場となる	名 称		
ゴ ル フ 場	所在地		
参加選手	様式第2号（付表）「参加選手名簿」のとおり		

参 加 選 手 名 簿

番 号	所 属 (番号等)	氏 名	住 所	生年月日 (年齢)
①				年 月 日 ()
②				年 月 日 ()
③				年 月 日 ()
④				年 月 日 ()
⑤				年 月 日 ()
⑥				年 月 日 ()
⑦				年 月 日 ()
⑧				年 月 日 ()
⑨				年 月 日 ()
⑫				年 月 日 ()
⑬				年 月 日 ()
⑭				年 月 日 ()
⑮				年 月 日 ()
⑯				年 月 日 ()
⑰				年 月 日 ()
⑱				年 月 日 ()
⑳				年 月 日 ()
				合 計
				人

学生等の教育活動としてのゴルフ場利用証明書

証明書番号 _____

_____ 年 月 日

滋賀県中部県税事務所長 様

証明者

学校の所在地	
学校の名称	
学長（校長）	印

下記の利用は、本校（本学）における

{
 保健体育科目の実技（地方税法施行規則第8条の12第1号）
 公認の課外活動（地方税法施行規則第8条の12第2号）

に該当する利用であることを証明します。

なお、利用者の名簿を別紙のとおり添付します。

記

利用ゴルフ場	
所在地	
利用年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
利用人員 （うち教員数）	人 (人)

利 用 者 名 簿

番 号	学部 (学年)	学生番号等	氏 名	住 所	生年月日 (年齢)
①					年 月 日 ()
②					年 月 日 ()
③					年 月 日 ()
④					年 月 日 ()
⑤					年 月 日 ()
⑥					年 月 日 ()
⑦					年 月 日 ()
⑧					年 月 日 ()
⑨					年 月 日 ()
⑩					年 月 日 ()
⑪					年 月 日 ()
⑫					年 月 日 ()
⑬					年 月 日 ()
⑭					年 月 日 ()
⑮					年 月 日 ()
⑯					年 月 日 ()
⑰					年 月 日 ()
⑱					年 月 日 ()
⑳					年 月 日 ()
引率の教員等					年 月 日 ()
					年 月 日 ()
					年 月 日 ()
				合 計	人

様式例1

(No.)

ゴルフ場利用税 非課税利用者一覧表

年 月分

番号	利用日	住所 (電話番号) 氏名	会員・非会員の別 生年月日 (年齢)	非課税事由 地方税法 75条の2	確認の方法	備考
1		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ (歳)	①18歳未満 ②70歳以上 ③障害者	会員番号 その他 ()	
2		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ (歳)	①18歳未満 ②70歳以上 ③障害者	会員番号 その他 ()	
3		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ (歳)	①18歳未満 ②70歳以上 ③障害者	会員番号 その他 ()	
4		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ (歳)	①18歳未満 ②70歳以上 ③障害者	会員番号 その他 ()	
5		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ (歳)	①18歳未満 ②70歳以上 ③障害者	会員番号 その他 ()	
6		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ (歳)	①18歳未満 ②70歳以上 ③障害者	会員番号 その他 ()	
7		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ (歳)	①18歳未満 ②70歳以上 ③障害者	会員番号 その他 ()	
8		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ (歳)	①18歳未満 ②70歳以上 ③障害者	会員番号 その他 ()	
9		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ (歳)	①18歳未満 ②70歳以上 ③障害者	会員番号 その他 ()	
10		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ (歳)	①18歳未満 ②70歳以上 ③障害者	会員番号 その他 ()	

様式第5号

ゴルフ場利用税不均一課税（特例措置）適用申請書（利用者一覧表）

NO.

利用日

年 月 日 ()

ゴルフ場名

滋賀県中部県税事務所長 あて

私は、下記のとおり滋賀県税条例第41条の2の2第3項の規定による利用者に該当しますので、ゴルフ場利用税の不均一課税（特例措置）適用を申請します。

番号	住所 [電話番号]	会員・非会員の別 生年月日 (年齢)	不均一課税事由 [該当するものに○ をしてください]	確認の方法	備考 (学校名・都 道府県名等)
	氏名		滋賀県税条例第41 条の2の2第3項		
	住所 氏名	会員・非会員 T・S・H 年 月 日生 (歳)	①65歳以上～ 70歳未満 ②国スポに準ずる 競技会参加選手	住基カード・学生証 ・運転免許・保険証 ・その他 () 証明書番号等	
	住所 氏名	会員・非会員 T・S・H 年 月 日生 (歳)	①65歳以上～ 70歳未満 ②国スポに準ずる 競技会参加選手	住基カード・学生証 ・運転免許・保険証 ・その他 () 証明書番号等	
	住所 氏名	会員・非会員 T・S・H 年 月 日生 (歳)	①65歳以上～ 70歳未満 ②国スポに準ずる 競技会参加選手	住基カード・学生証 ・運転免許・保険証 ・その他 () 証明書番号等	
	住所 氏名	会員・非会員 T・S・H 年 月 日生 (歳)	①65歳以上～ 70歳未満 ②国スポに準ずる 競技会参加選手	住基カード・学生証 ・運転免許・保険証 ・その他 () 証明書番号等	

ゴルフ場を利用される方ご本人がご記入ください。

ゴルフ場の方がご記入ください。

ゴルフ場を利用される方へ

- このゴルフ場利用税の不均一課税（特例措置）申請に関しては、原則として、本人であることを証する書類等が必要となります。
 - 利用者本人が、それぞれ記入してください。
なお、国民スポーツ大会に準ずる競技会等の場合には、当台帳の記入は代表者等が行い、参加者名簿を添付して下さい。（記入は代表者等の方のみで構いません）。
 - 「不均一課税（特例措置）事由」欄は、滋賀県税条例第41条の2の2第3項（65～70歳未満の者・国スポに準ずる競技会参加選手）の利用のいずれかに該当することが必要です。
 - 国民スポーツ大会に準ずる競技会の参加選手として利用する場合には、道府県知事・教育委員会の証する利用証明書および参加者名簿（任意様式または大会実施要綱）を提出してください。
- ※早朝・薄暮の利用については「早朝薄暮利用者台帳」にご記入下さい。

ゴルフ場の方へ

- 「確認の方法」欄は、必ず利用者ご本人であることを確認した上、身分証明書の番号等を記入（※下記参照）してください。
[例] (住基カード)：住民基本台帳カード、(学生証)：生徒手帳、学生証等、(運転免許)：運転免許証、(保険証)：健康保険証、(その他)：年金手帳、旅券、外国人登録証明書、社員証、職員証等]
- 「備考」欄は、学生証、教員等の学校名、免許証、保険証等の発行都道府県名、社員証等の会社名など、証明書の番号等のほか、特に必要と考えられる事項を記載下さい。

区 分	競 技 会 の 名 称	本大会 予選会
1	公益財団法人日本ゴルフ協会が主催する次の競技会およびこれと同等の競技会 日本アマチュアゴルフ選手権競技会 日本シニアゴルフ選手権競技会 日本ミッドシニアゴルフ選手権競技会 日本グランドシニアゴルフ選手権競技会 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技会 日本オープンゴルフ選手権競技会 日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技会 日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技会 日本女子シニアゴルフ選手権競技会 日本女子オープンゴルフ選手権競技会 日本シニアオープンゴルフ選手権競技会 アジアンツアーオープンゴルフ選手権競技会 日本学生ゴルフ選手権競技会 日本女子学生ゴルフ選手権競技会 日本ジュニアゴルフ選手権競技会	本大会・予選会ともに対象
2	公益財団法人日本ゴルフ協会に加盟する地区連盟が主催する次の競技会およびこれと同等の競技会（1に定める競技会の予選に相当するものに限る） 地区アマチュアゴルフ選手権競技会 地区シニアゴルフ選手権競技会 地区ミッドシニアゴルフ選手権競技会 地区グランドシニアゴルフ選手権競技会 地区女子アマチュアゴルフ選手権競技会 地区オープンゴルフ選手権競技会 地区ジュニアゴルフ選手権競技会	本大会のみ対象
3	滋賀県、公益財団法人滋賀県スポーツ協会等が主催する次の競技会 滋賀県民スポーツ大会のゴルフ競技会	本大会のみ対象
4	滋賀県ゴルフ連盟が主催する次の競技会 公益財団法人日本スポーツ協会が主催する日本スポーツマスターズ大会のゴルフ競技会の予選に相当する滋賀県シニアゴルフ選手権競技会	本大会のみ対象

- ・ 1、2、3、4に定める競技会について練習日が指定され、当該練習日におけるゴルフ場の利用について別に利用料金の定めがあって、その利用料金が通常の利用料金に比較して少なくとも2割以上軽減されている場合には、当該練習日におけるゴルフ場の利用についても競技会の競技として利用する場合と同様に取扱う。
- ・ 2、3、4に定める競技会については、本大会のみを対象とし、予選会は含まない。

早朝・薄暮利用者台帳

別添 16

ゴルフ場の名称

年 月分 No.

番号	利用日 (日)	住 所	氏 名	特例措置事由 条例第41条の 2の2第4項	開始時間 利用場所	備 考
				①早 朝 ②薄 暮		
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	
				①早 朝 ②薄 暮	[時 分開始 ()]	

- ・「特例措置事由」欄は、第4項の「早朝」または「薄暮」のいずれかに○をつけてください。
- ・開始時間・利用場所を必ず記入してください。
- ・早朝利用：終了時間が9：30までのものに限る。
- ・薄暮利用：開始時間が14：00からのものに限る。

滋賀県中部県税事務所長 あて

施 設 の 名 称
 特別徴収義務者
 法人にあつては法人番号

ゴルフ場利用税特例措置適用ゴルフ場としての承認申請書

滋賀県税条例第 41 条の 2 の 2 第 3 項第 1 号および第 4 項に規定するゴルフ場利用税の特例措置を適用することができるゴルフ場として承認を受けたく下記のとおり申請します。

記

	種別	曜日	通常の利用料金 (円)		特例措置の利用料金 (円)		軽減率 (%)		備 考
			会 員	非会員	会 員	非会員	会 員	非会員	
軽 減 内 容	老年者 (65歳以上 70歳未満)	平 日							
		土 曜							
		日祝日							
	早朝利用	平 日							
		土 曜							
		日祝日							
	利用時間	開始 午前		時	分	—	終了 午前	時	分
	薄暮利用	平 日							
		土 曜							
		日祝日							
	利用時間	開始 午後		時	分	—	終了 午後	時	分
	特例措置利用期間			年 月 日から		年 月 日まで			

- 注 1 「料金」の欄には、グリーンフィーを記入してください。
 2 早朝利用等の場合は、利用時間のほか、利用場所等の制約内容を「備考」欄に記入ください。
 3 会員制でないゴルフ場の場合には、「非会員」欄に記入ください。
 4 「軽減率」欄には、小数点第 1 位まで記入して下さい。

様式第4号

ゴルフ場利用税の特例措置適用に係る証明書

_____から _____年 _____月 _____日付けで申請のあつた下記競技会に参加するプロゴルファー以外の選手の利用は滋賀県税条例第41条の2の2第3項第2号に定める特例措置が適用される利用であることを証明します。

年 月 日

滋賀県中部県税事務所長 印

記

競技会の名称	
会場となるゴルフ場 (所在地および名称)	
特例措置が適用される競技会の開催日	

様式第3号

ゴルフ場利用税の特例措置適用に係る証明申請書

滋賀県中部県税事務所長 あて

申請年月日 年 月 日

申請者（所在地）

（名称）

個人番号または法人番号

下記競技会に参加するプロゴルファー以外の選手の利用は、滋賀県税条例第41条の2の2第3項第2号に定める特例措置が適用される利用であることを証明願います。

記

競技会の名称			
競技会の開催日	競技日(ア) 指定練習日(イ)	開催日数	ア+イ
会場となるゴルフ場	所在地		
	名称		
選手の利用料金 および参加料等 〔利用料金に、参加料等を競技会の開催日数で除した金額を加算した金額〕	1日当たりの参加料等 (A)		
	参加料等		
	開催日数	=	=
	(競技日)		(B)
	利用料金+A=	+	=
	(指定練習日)		(C)
	利用料金+A=	+	=
会場となるゴルフ場の通常の利用料金 (D)			
軽減率 (D-B) / D × 100 (競技日)		軽減率 (D-C) / D × 100 (指定練習日)	
〔20%以上であること〕	%	〔20%以上であること〕	%

* 「通常の利用料金」とは、グリーンフィー、協力費等いかなる名義をもってするを問わず、非会員の平日におけるゴルフ場の利用について利用者がその対価として通常支払うべき金品とする。ただし、キャディーフィー、ロッカーフィーについては、その利用について任意性があることから、これを含めないものとする。

* この申請書には、競技会の開催要領等および選手名簿を添付すること。

様式例2

(No.)

ゴルフ場利用税 不均一課税利用者一覧表

年 月分

番号	利用日	住所 (電話番号) 氏名	会員・非会員 生年月日 (年齢)	不均一課税事由 滋賀県条例第 41条の2第3項	確認の方法	備考
1		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ ・ (歳)	①65歳以上～ 70歳未満	会員番号 その他 ()	
2		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ ・ (歳)	①65歳以上～ 70歳未満	会員番号 その他 ()	
3		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ ・ (歳)	①65歳以上～ 70歳未満	会員番号 その他 ()	
4		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ ・ (歳)	①65歳以上～ 70歳未満	会員番号 その他 ()	
5		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ ・ (歳)	①65歳以上～ 70歳未満	会員番号 その他 ()	
6		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ ・ (歳)	①65歳以上～ 70歳未満	会員番号 その他 ()	
7		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ ・ (歳)	①65歳以上～ 70歳未満	会員番号 その他 ()	
8		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ ・ (歳)	①65歳以上～ 70歳未満	会員番号 その他 ()	
9		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ ・ (歳)	①65歳以上～ 70歳未満	会員番号 その他 ()	
10		住所 電話(- -) 氏名	会員・非会員 ・ ・ (歳)	①65歳以上～ 70歳未満	会員番号 その他 ()	

様式第3号

ゴルフ場利用税の課税免除規定の適用に係る証明書

_____から _____年 _____月 _____日付けで申請のあつた下記競技会に参加する選手の利用は滋賀県税条例第 41 条の2に定める課税免除措置が適用される利用であることを証明します。

年 月 日

滋賀県中部県税事務所長 印

記

競技会の名称	
会場となるゴルフ場 (所在地および名称)	
特例措置が適用される競技会の開催日	

様式第1号

ゴルフ場利用税の課税免除規定の適用に係る証明申請書

滋賀県中部県税事務所長 あて

申請年月日 年 月 日

申請者（所在地）

（名称）

個人番号または法人番号

下記競技会に参加する選手の利用は、滋賀県税条例第41条の2に定める免除措置が適用される利用であることを証明願います。

記

競技会の名称			
競技会の開催日	競技日(ア)	指定練習日(イ)	ア+イ
会場となるゴルフ場	所在地		
	名称		
選手の利用料金 および参加料等 (利用料金に、参加料等を競技会の開催日数で除した金額を加算した金額)	1日当たりの参加料等 (A) 参加料等		
	開催日数	=	=
	(競技日)		(B)
	利用料金 + A =	+	=
(指定練習日)			(C)
	利用料金 + A =	+	=
会場となるゴルフ場の通常の利用料金 (D)			
軽減率 (D - B) / D × 100 (競技日)		軽減率 (D - C) / D × 100 (指定練習日)	
[20%以上で あること]	%	[20%以上で あること]	%

* 「通常の利用料金」とは、グリーンフィー、協力費等いかなる名義をもってするを問わず、非会員の平日におけるゴルフ場の利用について利用者がその対価として通常支払うべき金品とする。

* この申請書には、競技会の開催要領等および選手名簿を添付すること。